

令和2年第1回

太子町議会臨時会会議録

開会 令和2年5月1日

閉会 令和2年5月1日

太子町議会

令和2年 第1回太子町議会臨時会会議録目次

第1日（5月1日）

開会宣告	4
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期決定の件	5
常任委員会補欠委員の選任報告	5
特別委員会委員の選任報告	5
報告第1号 町長等の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）	5
報告第2号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）	7
報告第3号 太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）	9
議案第17号 副町長の選任について同意を求める件（町長提出議案）	11
閉会	12

【第 1 日】

令和2年 第1回太子町議会臨時会会議録

令和2年5月1日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（11名）

1番	羽山茂男君	7番	村井浩二君
2番	中村直幸君	8番	山田強君
3番	辻本馨君	9番	寺町幸雄君
4番	斧田秀明君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	森田忠彦君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	林達也君
教育長	勝良憲治君	危機管理課長	村上正規君
総務部長	小角孝彦君	健康増進課長	松井靖君
健康福祉部長	小角孝彦君	保険医療課長	子安逸二君
秘書課長	東條信也君	教育総務課長	池田貴則君
総務政策課長	奥埜哲生君	職員厚生担当課長	堀内孝茂君
財政課長	吉田雅樹君		

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	木下雄平
------	------	----	------

◎議事日程第1号

日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期決定の件

- 日程第4 常任委員会補欠委員の選任報告
- 日程第5 特別委員会委員の選任報告
- 日程第6 報告第1号 町長等の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第7 報告第2号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第8 報告第3号 太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第9 議案第17号 副町長の選任について同意を求める件（町長提出議案）

○議長（森田忠彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回臨時会が招集されました。皆様におかれましても、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今般、発生しております新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、ご遺族の皆様方に謹んでお悔やみ申し上げます。

また、3月定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染症の対応として理事者側の出席を必要最小限の人数とすることのほか、議員、職員、及び傍聴者においてはマスクの着用を必須とすることとしております。ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

田中町長、並びに斧田議員におかれましては、ご当選、誠におめでとうございます。本町がより良くなるよう、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

また、地球温暖化防止のため、省エネルギー推進の一環として、本年もエコスタイルを導入しております。本日5月1日から10月末日までの本会議を含む全ての会議においてエコスタイルを実施しておりますので、議員の皆様及び職員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和2年第1回臨時会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まずはじめに、新型コロナウイルス感染症による感染症拡大の影響により、政府において緊急事態宣言が発せられ、さらに延長が検討されています。大阪府においても自粛要請が出されている状況で、国、府共に様々な対策を実施されており、太子町におきましても、それらの施策を迅速に、また確実に実行できるよう、鋭意準備を進めているところであります。

また、庁舎内におきましても、感染予防の観点から職員の2交代制をはじめ、議員の方々の協力を得ながら、種々の対策を行っているところでありまして、今後も必要な措置を適宜実施してまいりますので、引き続きのご理解、ご協力をよろしくお願いをいたします。

さて、先の町長選挙におきまして、厳しい選挙戦となりましたが、当選の栄に浴し、

このたび太子町の町政を預かることとなりました。この本会議でご挨拶をさせていただくに当たり、現下の多くの諸課題へのかじ取りを間違わぬよう、改めまして、身の引き締まる思いであります。

また、1期目の町政を担当するに当たり、具体的な施策並びに運営方針などにつきましては、6月の定例会で所信を表明させていただきたいと思っておりますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

そして、議員補欠選挙において当選されました斧田議員におかれましては、心からお喜びの言葉を申し上げ、今後のご活躍を祈念申し上げる次第でございます。よろしくお願いをいたします。

さて、本臨時会に提出いたします案件でございますが、報告案件としまして、町長等の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件、ほか2件、人事案件としまして、副町長の選任について同意を求める件の合わせまして4件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご同意、ご承認賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和2年第1回太子町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

○議長(森田忠彦君) 日程第1、議席の指定を行います。

太子町議会会議規則第4条第2項及び第3項の規定により、寺町議員を8番から9番に変更し、山田議員を7番から8番に変更し、村井議員を4番から7番に変更し、斧田議員を4番に指定いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の対策として、議席の配置を変更しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(森田忠彦君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、阪口

議員、6番、西田議員を指名いたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会について、4月28日に開催されました議会運営委員会において検討していただきました結果、会期は本日5月1日の1日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日5月1日の1日間と決定いたしました。

○議長（森田忠彦君） 日程第4、常任委員会補欠委員の選任報告を行います。

去る4月15日に開催いたしました議員懇談会において、議会委員会条例第7条第4項ただし書の規定に基づき、斧田議員を福祉文教常任委員会委員、予算常任委員会委員、及び決算常任委員会委員に指名いたしますので報告いたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第5、特別委員会委員の選任を行います。

去る4月15日に開催いたしました議員懇談会において、議会委員会条例第7条第4項ただし書の規定に基づき、斧田議員を広報特別委員会委員、及び生涯学習施設建設調査特別委員会委員に指名いたしましたので報告いたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第6、報告第1号、町長等の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 報告第1号、町長等の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件につきましてご報告を申し上げます。

依然として厳しい本町の財政状況の中、私の今任期の満了日である令和6年4月17日までの間、私の給与月額を20%、副町長及び教育長の給与月額をそれぞれ5%減額するものでございます。また、加えて、私の今任期に係る退職手当について廃止するものでございます。

なお、4月18日から任期が始まることから、令和2年4月18日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま専決処分の報告がありました。

お諮りいたします。

報告第1号は会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は委員会付託を省略いたします。

それでは、本件について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） おはようございます。それでは、報告第1号、町長等の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件についてご説明申し上げます。

特別職の給与につきましては、本町の厳しい財政状況を考慮し、平成15年1月から給与の削減措置を行ってきたところでございます。この減額措置につきましては、前町長の任期満了と同時に終了することとなりますが、本町の財政状況は依然として厳しい状況であるため、田中町長のもとでも引き続き、行財政改革を推し進める必要があります。

そこで、町長をはじめ、副町長及び教育長の給与の削減だけでなく、町長の今任期に係る退職手当を廃止することといたしました。

つきましては、1期目が始まる4月18日から給与の減額を行うため、同日付けで専決処分をさせていただきました。

それでは、報告議案に基づきまして、ご説明申し上げます。

議案書の4枚目、新旧対照表をお開きください。まず、題名中の町長等を特別職に改めております。

次に、第1行でございます。見出し及び同条中の町長及び副町長を特別職に改め、特例期間であります本条例施行の日から平成32年4月17日までの間を町長の1期目の任期とあります令和6年4月17日までの間に改め、削減割合であります100分の18を100分の20に改めると共に、退職の特例として第2条に令和2年4月18日に

町長の職にあったものに支給する同日を含む任期に係る退職手当については、特別職の給与条例第4条の規定にかかわらず支給しないを加えるものでございます。

以上のとおり、地方自治法第179条第1項の規定により、4月18日付けで専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定により、本議会にご報告を申し上げ、ご承認を求めるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号、町長等の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件は報告のとおり承認されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第7、報告第2号、太子町税条例中改正の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） それでは、報告第2号、太子町税条例中改正の専決処分の件についてご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令などが原則として4月1日から施行されたことに伴い、本条例において関連する部分の改正及び文言の整理を行ったものでございます。

主な改正内容といたしましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置がなされたこ

とに伴い、必要となる文言の整理を行っております。

なお、この未婚のひとり親に対する非課税措置及び所得控除を適用する改正については、令和3年の施行であるため、専決による改正を行っておらず、改めて議案として上程させていただく予定でございます。

また、所有者不明の固定資産に関する固定資産税の課題に対応する観点から、固定資産の所有者が所在不明のとき、当該固定資産の使用者を所有者とみなして、その者に固定資産税を課することができることとする改正、そのほか関係法令の改正に準拠した条文の整備等を行ったものでございます。

以上のとおり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により、本議会にご報告を申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。1頁の第36条の3の2は、未婚のひとり親に対する税制上の措置がなされたことに伴い、必要でなくなった単身児童扶養者などの名称の削除など、文言の整理を行っております。

1頁から2頁にかけての第36条の3の3は前項と同様に、単身児童扶養者の削除など規定の整理を行っております。

次に、2頁から8頁にかけての第54条、第73条の3、第75条は固定資産の所有者の所在が探索を行っても、なお、不明である場合には、その使用者を所有者とみなし、固定資産税を課することができるとする規定や、現在所有の所有者の不申告に関する過料についての規定の整備を行ったものでございます。

また、そのほかの改正といたしましては、関係法令の改正に伴い、準拠している規定の条項ずれなどへの対応や、平成から令和への元号変更に伴う文言の整理を行っております。

新旧対照表の前の改め文、太子町税条例の一部を改正する条例の4頁に戻っていただきまして、下段の附則でございます。第1条の施行期日でございますが、改正条例は本年4月1日を施行日としております。

第2条第1項の附則は町民税、固定資産税のそれぞれの適用年度と経過措置について規定を定めております。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い

申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま報告がありました。

お諮りいたします。

報告第2号は会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第2号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号、太子町税条例中改正の専決処分の件は報告のとおり承認されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第8、報告第3号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小角孝彦君） それでは、報告第3号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合が感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者が労務に服することができなくなった場合に、傷病手当を支給するため、大阪府後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を令和2年4月17日に専決処分すると共に、同日施行したことに伴い、太子町後期高齢者医療に関する条例を改正する必要が生じたことから、同日付けで専決処分を行ったものでございます。

改正の内容でございますが、議案書3頁、3枚目の新旧対照表をお願いいたします。第2条では、後期高齢者医療に係る事務のうち、本町が担う後期高齢者医療に関する事務を規定しておりますが、従前の第8号を第9号とし、第8号には広域連合条例附則第5条第1項に規定する傷病手当の支給に係る申請書の提出を受付に係る事務を新たに規定するものでございます。

議案書を1枚、お戻りいただきまして、一番下の附則でございます。本条例の施行期日でございますが、令和2年4月17日から施行することとしております。

以上のとおり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月17日に専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により、本議会にご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま報告がありました。

お諮りいたします。

報告第3号は会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第3号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の専決処分の件は報告どおり承認されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第9、議案第17号、副町長の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第17号、副町長の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

平成28年4月の臨時会におきまして、松村副町長の選任同意をいただき、以来、町政に対し、ご尽力いただいておりますが、このたび、本年4月20日付けをもって退職されました。

つきましては、後任副町長として、藤原幹氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。何とぞよろしくご同意賜りようお願いを申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第17号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。以上で、議案第17号、副町長の選任について同意を求める件は原案どおり同意されました。

ここで、副町長に選任されました藤原氏がお見えになっておりますので、藤原氏の入場と発言を許します。

○副町長（藤原 幹君） ただいまご同意をいただき、副町長を拝命することになりました藤原でございます。もとより微力ではございますけれども、田中町長のご指導の下、太子町の発展のために、誠心誠意努力してまいりたいと考えております。議会の皆様方におかれましては、何とぞ格別のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） 以上で、本臨時会に提出されました議案は全て終了いたしました。それでは、これを持ちまして、第1回臨時会を閉会といたします。

（午前10時00分 閉会）

○議長（森田忠彦君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和2年第1回臨時会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日、提出いたしました全ての案件につきまして、ご同意、ご承認を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先ほど、副町長の選任同意を賜りました藤原幹氏につきましては、これまで広域自治体であります大阪府におきまして、長年行政マンの立場で様々な経験を積まれてこられたところではありますが、今後は副町長の立場としてこれまで養われてまいりました経験、そして知識を十分に発揮され、私と共に太子町の発展にご尽力いただきたいと思います。

また、副町長選任と共に、兼務となっておりました部長職等の辞令を本日付けで行い、新たな体制を整えまして、新型コロナウイルス対策をはじめ、諸課題に取り組み、太子町を前進させていく覚悟でありますので、皆様のご支援、ご協力、並びにご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

最後になりますが、議員皆様はじめ、太子町民の方々がウイルスに感染することなく、健康に暮らせますことをご祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） 本日はどうもご苦労さまでございました。これにて散会といたします。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 森 田 忠 彦

太子町議会議員 阪 口 寛

太子町議会議員 西 田 いく子